○津山圏域クリーンセンター多目的広場条例施行規則

平成２９年２月２３日
津山圏域資源循環施設組合規則第１号

（趣旨）

第１条　この規則は、津山圏域クリーンセンター多目的広場条例（平成２９年津山圏域資源循環施設組合条例第２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（占用の条件）

第２条　条例第５条の規定により、みどりの広場の一部を占用できる条件は、行事、催事など、特定の者に占用させなければその目的を達成できないと認められる場合に限るものとする。

（占用者の資格）

第３条　みどりの広場の一部を占用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　次に掲げる要件を全て満たす団体

ア　津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、同郡奈義町及び久米郡美咲町（以下「構成市町」という。）内に居住し、通勤し、又は通学する者を主として構成されていること。

イ　使用責任者が構成市町内に居住し、通勤し、又は通学していること。

ウ　使用する者の人数が概ね 10 人以上であること。

⑵　前号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めるもの

（占用の届出）

第４条　条例第５条の規定により、みどりの広場の一部を占用しようとする者（以下「占用者」という。）は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

２　管理者は前項の届出を承認する場合において、施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

３　第１項の手続に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（占用者の遵守事項）

第５条　占用者は、みどりの広場を占用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（承認の取り消し等）

第６条　管理者は、占用者が条例又はこの規則の規定に違反したと認めるときは、占用者に対して使用を制限し、若しくは停止し、又は承認を取り消すことができる。

２　前項の処分によって、占用者に損害が生ずることがあっても、管理者はその

責めを負わない。

（その他）

第７条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

付　　則

この規則は、条例の施行日から施行する。